

乗り入れ施設設置基準

1. 目的

この基準は、白山市が管理する道路における歩道等の乗り入れ施設の設置について、歩行者等の安全な通行の確保と、道路構造の保全のため、必要な事項を定めるものとする。

2. 許可基準

(1) 原則として乗り入れ口の設置を禁止する箇所

- ① 横断歩道・停止線の中および前後5m以内の部分。
- ② トンネル、洞門等の前後各50m以内の部分
- ③ バス停留所から前後10m以内および、バス停車帯の部分。
- ④ 地下道の出入口及び横断歩道橋の昇降口から5m以内の部分。
- ⑤ 交差点（総幅員7m以上の道路との交差）の道路の曲がり角から5m以内の部分（T字型交差点のつきあたりの部分を除く。）
- ⑥ 交差道路（総幅員7m未満の道路と交差）の道路の曲がり角から2m以内の部分。
- ⑦ 橋の部分
- ⑧ 防護柵及び駒止めの設置されている部分。ただし、交通安全上特に支障がないと認められる場合を除く。

(2) 設置箇所数

乗り入れ箇所は、原則として出入対象施設について**1箇所とする**。

出入口を分離する必要がある施設等特別の事情がある場合、その他やむを得ないと認める場合は、**2箇所まで承認**することが出来る。

【例】大規模な店舗、ドラッグストア、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド等

(3) 隣地との離隔

- ① 隣接する乗入との離隔距離は 2.0m以上とし、かつ申請対象土地と隣接土地の境界からは **1.0m以上**離隔距離をとるものとする。
ただし、1.0m以上の離隔が取れない場合は、隣接地権者の同意書を取る。
- ② 1施設で、複数の乗入を設置する場合の離隔距離は、**5.0m以上**とする。

(3) 乗り入れ幅

種別	車種	乗入幅	側溝蓋版荷重
I種	小型車 (0.35t 積以下)	6m以下	T-25
II種	I、III種以外	8m以下	T-25
III種	大型貨物自動車等 (6.5 積以上)	12m以下	T-25 (横断VSに変更すること)

(4) 舗装構成

○アスファルト舗装

種別	車種	アスファルト舗装		
		密粒度 As20F	粗粒度 As20	路盤
I種	小型車 (0.35t 積以下)	5	-	25
II種	I、III種以外	5	5	25
III種	大型貨物自動車等 (6.5 積以上)	5	10	30

○コンクリート舗装

種別	車種	コンクリート舗装	
		コンクリート	路盤
I種	小型車 (0.35t 積以下)	15	10
II種	I、III種以外	20	20
III種	大型貨物自動車等 (6.5 積以上)	25	25

インターロッキングなど特殊な舗装は、別途協議願います。